

東海第二発電所に係る設置許可，設計及び工事計画，保安規定の申請状況について（2025.1～2025.8）

：設置許可 ：設計及び工事計画 ：保安規定 ：長期施設管理計画（参考）
○：予定 ●：実績

【2025年6月3日時点】（赤字は2025年2月3日提出版からの変更箇所）

No.	件名	申請の種類・予実績		2024年度			2025年度					備考 （時期（予定又は実績）、他件名との関係 等） 【】：主な審査対応部門
				1	2	3	4	5	6	7	8	
1	再処理法施行に伴う設置許可本文八号（使用済燃料の処分の方法）の変更	設置許可	今後申請予定									・2025年 第3四半期頃申請 予定。 ・2024年4月の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」の施行に伴い、使用済燃料再処理機構及び「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」の名称が変更となるため、設置許可本文八号の記載の一部を見直す。 【発電管理室】
2	設工認変更 ・特定重大事故等対処施設の設置	設計及び工事計画	第1回	2022.2.28変認申請 2022.9.26, 2022.10.7補正 2022.11.16認可	(第5回)							・特定重大事故等対処施設の設置の許可を踏まえた工事計画の分割変認申請を実施。（第1回：2022年2月28日，第2回：2022年4月28日，第3回：2022年10月19日，第4回：2023年5月31日（火災防護審査基準の改正に伴う対応（BF）を含む），第5回：2024年8月2日に実施） ・経過措置期限： 【特重施設設置】本体工事計画認可日（2018年10月18日）を起点とし5年(2023年10月17日) 【火災BF】2024年2月13日以降の使用前検査事業者検査終了又は2024年2月13日以降の最初の施設定期検査終了日 ・分割回数を全4回から全5回に変更するとともに申請範囲を変更し，主に第4回は火災防護，第5回は浸水防護設備とし，2024年8月2日に第4回は補正，第5回は申請を実施。 【東海・東海第二発電所，発電管理室，開発計画室，安全室(品質保証)】
			第2回	2022.4.28変認申請 2022.7.29, 2023.4.7, 2023.5.19補正 2023.5.31認可								
			第3回	2022.10.19変認申請 2023.8.24, 2023.9.15補正 2023.10.2認可								
			第4回	2023.5.31変認申請 2024.2.7, 2024.5.17, 2024.8.2, 2024.9.27, 2024.10.11補正 2024.12.5認可								
			第5回	2024.8.2変認申請								
3	【SA】設工認申請 ・所内常設直流電源設備（3系統目）設置に伴う対応	設計及び工事計画	2023.8.31申請 2024.3.15補正									・2023年8月31日申請。 ・経過措置期限：本体工事計画認可日（2018年10月18日）を起点とし5年(2023年10月17日) ・所内常設直流電源設備（3系統目）設置の許可を踏まえた設計及び工事計画の申請を実施する。 ・添付書類他における記載誤りを踏まえた補正申請を2024年3月15日に実施。 ・今後，特重設工認（No.2）の認可後に，審査実績等を反映した補正を実施予定。 【東海・東海第二発電所】
4	【BF】設工認変更 ・特定重大事故等対処施設の設置（第1回，第2回，第3回についての火災BF等の反映の変更）	設計及び工事計画	今後変認申請予定									・特重設工認（No.2）認可後に申請予定。 ・第4回にて火災BFを反映したこと等に伴う基本設計方針等の変更を実施する。（第1回から第3回） 【東海・東海第二発電所】
5	【BF】設工認変更 ・有毒ガス防護対策【SA・DB・特重】	設計及び工事計画	今後変認申請予定									・特重設工認（No.4）認可後に申請予定。 ・経過措置期限：2020年5月1日以降の最初の施設定期検査終了日 ・有毒ガス防護対策の設置許可を踏まえた設計及び工事計画の申請を実施する。 【東海・東海第二発電所】
6	【BF】【特重・SA・DB】設工認変更 ・標準応答スペクトル（震源を特定せず策定する地震動）の規制への取り入れのための実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に対する対応	設計及び工事計画	今後変認申請予定									・設工認（No.5）認可後に申請予定。 ・経過措置期限：設置変更許可等の経過措置の終期（令和6年4月20日）から5年後の令和11年4月19日以後最初の定期事業者検査終了日 ・震源を特定せず策定する地震動の許可を踏まえた設計及び工事計画の申請を実施する。 【東海・東海第二発電所】
7	【BF】【SA】設工認変更 ・所内常設直流電源設備（3系統目）設置の設工認に対しての震源を特定せず策定する地震動の反映	設計及び工事計画	今後変認申請予定									・設工認（No.3, No.5）認可後に申請予定。 ・経過措置期限：設置変更許可等の経過措置の終期（令和6年4月20日）から5年後の令和11年4月19日以後最初の定期事業者検査終了日 ・所内常設直流電源設備（3系統目）設置に対する震源を特定せず策定する地震動の許可を踏まえた設計及び工事計画の変更認可申請を実施する。 【東海・東海第二発電所】
8	【BF】【DB】設工認申請 ・高エネルギーアーク放電による火災発生防止に伴う対応	設計及び工事計画	2025.2.20申請 2025.6.4補正予定			●2/20申請			○6/4補正			・2025年2月20日申請。 ・経過措置期限：2021年8月1日以降の最初の施設定期検査終了日 ・非常用発電機に接続される電気盤等における高エネルギーアーク放電による火災発生防止のための対策を踏まえた対応であり，既設設備の更なる安全性の向上を目的としているものであるため，準備が整い次第申請し，No.2及びNo.3と並行して審査を希望する。 ・本申請における 審査実績を反映し，2025年6月4日に一部補正を実施予定。 【東海・東海第二発電所】
9	設工認申請 ・圧縮減容装置設置	設計及び工事計画	今後申請予定									・設工認（No.8）の認可後の 第2四半期頃 申請予定。 ・圧縮減容装置設置の設置許可を踏まえた設計及び工事計画の申請を実施する。 【東海・東海第二発電所】
10	保安規定の補正 ・【特重・SA】重大事故等対処設備・特定重大事故等対処施設・有毒ガス防護対策に係る設置許可の内容を踏まえた変更 ・【BF】降下火砕物対策 ・【BF】原子炉建屋の水素防護対策に係る規制改正に伴う対応	保安規定	2023.6.23補正									・2023年6月23日補正。 ・「平成26年5月に申請した新規制基準適合性に係る原子炉施設保安規定変更認可申請について，重大事故等対処設備・特定重大事故等対処施設・有毒ガス防護対策に係る設置許可の内容」と「降下火砕物対策及び原子炉建屋の水素防護対策に係る規制改正」を踏まえた補正を実施する。 ・設計及び工事計画認可申請の審査実績も踏まえた審査資料の 提出時期検討中。 【発電管理室，東海・東海第二発電所】
11	保安規定 周辺監視区域変更（当該工事完了に伴う変更前の状態に戻すもの） 【東海発電所 共通案件】	保安規定	今後申請予定									・2025年度第3四半期頃申請予定。 ・安全性向上対策工事において，作業エリア（土砂等の置き場）を確保する際に，確保可能な作業エリアが周辺監視区域外に跨ることから，工事期間中の周辺監視区域の一時的な変更をしていたもので，当該作業が完了したことから変更前の状態に戻す変更を実施する。 【発電管理室，廃止措置プロジェクト推進室，東海・東海第二発電所】
12	（参考）長期施設管理計画 ・電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部改正に伴う変更	長期施設管理計画	今後申請予定									・申請時期検討中（設工認の審査実績を踏まえて申請予定）。 【発電管理室，東海・東海第二発電所】
13	デジタル安全保護回路に係る共通要因故障対策											・電力自主にて対策予定

注：〔DB〕設計基準事故対処。〔SA〕重大事故等対処。〔BF〕バックフィット案件。

東海第二発電所に係る設置許可, 設計及び工事計画, 保安規定の申請状況について(2025.1～2025.8)

: 設置許可

: 設計及び工事計画

: 保安規定

: 長期施設管理計画(参考)

○: 予定

●: 実績

【2025年6月3日時点】(赤字は2025年2月3日提出版からの変更箇所)

No.	件名	申請の種類・予実績		2024年度			2025年度				備考 (時期(予定又は実績), 他件名との関係 等) 【】:主な審査対応部門	
				1	2	3	4	5	6	7		8
認可済の件名												
1	保安規定 ・タービン建屋内の汚染のおそれのない管理区域の設定位置変更 ・原子炉建屋屋上の汚染のおそれのない管理区域の設定解除	保安規定	2025.1.16申請 2025.3.11認可	●1/16申請								・2025年1月16日申請, 2025年3月11日認可。 ・タービン建屋内の汚染のおそれのない管理区域の設定位置変更と原子炉建屋屋上の汚染のおそれのない管理区域の設定解除を実施する。 【発電管理室, 東海・東海第二発電所】
2	保安規定 ・脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の本格施行に伴う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の改正に伴う変更	保安規定	2025.3.19申請 2025.5.21補正 2025.6.3認可	●3/19申請 ●5/21補正								・2025年3月19日申請, 2025年6月3日認可。 ・脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の本格施行に伴う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の改正を踏まえた長期施設管理方針に係る記載の削除等の変更を実施する。 ・本申請における審査実績を反映し, 2025年5月21日に一部補正を実施。 【発電管理室, 東海・東海第二発電所】